



彼岸花

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

9月

(長月) SEPTEMBER

21日・敬老の日
22日・秋分の日

日	•	13	27
月	•	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	•
金	4	18	•
土	5	19	•
日	6	20	•
月	7	21	•
火	8	22	•
水	9	23	•
木	10	24	•
金	11	25	•
土	12	26	•

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の
場合)

9月30日



ワンポイント 新型コロナに伴う助成金の課税関係

国等からの助成金の課税関係は、その助成金の事実関係により異なります。新型コロナウイルス感染症対応休業支援金や特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などは非課税とされますが、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などは事業所得や雑所得等として課税対象となります。

古物商許可



自社で中古品の販売や下取りした商品の販売等を行っておられますでしょうか？もしそうであれば、古物商許可が必要かもしれません。「一度使用された物品」、新品でも「使用のため取引された物品」、又はこれらのものに「幾分の手入れをし

た物品」を「古物」といいます。古物の売買、交換、レンタルを業として行うことを「古物営業」といい、古物営業を行う場合には、古物商許可（古物商許可証）が必要となります。無許可で営業していた場合には三年以下の懲役または一〇〇万円以

下の罰金（古物営業法第三条）を科される可能性もあるので注意が必要です。

1 古物に該当するもの

まず、古物とはどのようなものが対象となるのでしょうか？

2 古物に該当しないもの

古物とは古物営業法施行規則第二条に定義されており一三品目に分類されています。一三品目に分類される具体的な物品は表1のとおりとなります。

古物商が許可制である目的は、古物営業法第一条に「この法律は、盗品などの売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務につい

表1 古物に該当するもの

- ① 美術品類
例：絵画、骨董品、工芸品、アンティークなど
- ② 衣類
例：洋服、和服、子供服、敷物、布団、帽子、旗など
- ③ 時計・宝飾品類
例：腕時計、眼鏡、宝石類、貴金属類、オルゴールなど
- ④ 自動車
例：各種四輪自動車、タイヤや自動車の部品類
- ⑤ 自動二輪車及び原動機付自転車
例：各種自動二輪車、原動機付自転車、及びこれらの部品類
- ⑥ 自転車類
例：各種自転車、及びこれらの部品類（空気入れ、かごなど）
- ⑦ 写真機類
例：カメラ、顕微鏡、双眼鏡、光学機器など
- ⑧ 事務機器類
例：パソコン、コピー機、レジスター、ファックス、シュレッダー、電卓など
- ⑨ 機械工具類
例：電気機械、土木機械、スマートフォン、タブレット、医療機器、家庭電化製品、家庭用ゲーム機、電話機など
- ⑩ 道具類（①から⑨及び⑪から⑬に掲げる物品以外のもの）例：コンピュータソフト、家具、楽器、スポーツ用具、CD・DVD、玩具類、トレーディングカード、日用品など
- ⑪ 皮革・ゴム製品類
例：カバン、靴、毛皮、化学製品など
- ⑫ 書籍
例：各種書籍、辞書、地図など
- ⑬ 金券類
例：商品券、ビール券、乗車券、航空券、各種入場券、切手など

表2 古物に該当しないもの

- ① 総トン数が20トン以上の船舶
- ② 航空機
- ③ 鉄道車両
- ④ 重量が1トンを超える機械で、固定され、簡単に取り外しができないもの
- ⑤ 重量が5トンを超える機械で、自走及びけん引したりすることができないもの（船舶を除く）
- ⑥ 庭石（大きいもの）
- ⑦ 石灯籠

花とグリーン

みなさんのオフィスに花や観葉植物はありますか？

私たちは経験的に、花を見るとリラックスすることやグリーンは目に優しいということを知っていますが、オフィスにそれらがある場合とない場合で違いはあるのでしょうか。

千葉大学環境健康フィールド科学センターが行った心拍変動・脈拍数を用いた調査によると、花のある部屋ではストレス時に高まる交感神経活動が25%低下し、逆にリラックス時に高まる副交感神経活動が29%上昇することが認められたそうです。つまり、花を身近に置くことでストレスや疲労が軽減され、リラックスできるということが医学的に証明されたのです。観葉植物などのグリーンもまた、光合成の働きによる部屋の空気の浄化や加湿、見た目の癒しによる心身のリフレッシュ効果など、

様々なメリットがあります。

費用や世話の手間の問題をクリアできれば、これはもう植物を置かない理由はありませんね。

そして、こういった言わば「癒やしの効果」からもう一步踏み込んで、積極的に植物と触れ合うことでより一層のビジネス的効果を期待する活動も行われています。生け花によって、仕事に必要な集中力・観察力・決断力などを養うというものです。目の前の花々を観察し、最終的な作品の仕上がりイメージし、そこに向かって組み立て、途中行き詰まれば思い切って軌道修正を図り、花や枝を切って生ける。この時間が仕事力を高めるとして企業の研修に取り入れられ、経営者自身もまた生け花によって経営力が磨かれることを期待し、始める人が増えているようです。

いずれにせよ、花とグリーンが私たちにもたらしてくれる恩恵はとても大きなものです。働く人みんなの利益のため、ぜひ取り入れてみてはいかがでしょうか。

スタンディングワーク

オフィスワーカーの場合、座って仕事をする人が多いでしょう。ほぼ座ったまま一日の仕事を終えると、足がむくんで朝より靴がきつく感じたり、腰が痛くなったりと不調を感じることはありませんか？

座ったままの状態が長く続くと下半身の血行が悪くなり、様々な病気の罹患リスクや死亡リスクが上がると言われています。

立ったままオフィスワークを行う「スタンディングワーク」は北欧から広く普及し、日本においても近年は、これを取り入れる会社が増え、健康増進に一役買っています。また、立って仕事を行うことで集中力が増して作業効率が上がるなど、健康以外のメリットもあります。

ただし、慣れない方が一日中立って仕事をするのはかえって効率が悪くなりますので、まずは会議やミーティングから徐々に導入するのが良さそうです。

一粒万倍

事業を始める、店を開くなど、何か新しく物事を始める時は、縁起の良い日に行いたいものです。大安や友引など六曜の中から選ばれる他、一粒万倍日（いちりゅうまんばいび／にち）も何事を行うにも縁起の良い日として知られています。

「一粒万倍」とは、一粒の粳が何万倍にも実る稲穂となるということで、わずかなものが大きく成長することを意味します。そのため事業や投資等を始めるにも吉であるとされていますが、借金や物を借りたりするとは凶とされます。本来は、「わずかなことが後に大きく作用するのだから、少しのことも大切にしよう」という戒めの意味を持ちます。

縁起を担ぐことは大いに良しとして、本来の意味も心に留めつつ日々の仕事に励みたいものです。